

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新見市長 石田 實

市町村名 (市町村コード)	新見市 (33210)
地域名 (地域内農業集落名)	哲多地域 (成松、戸宮、守家、城谷下、城谷上、新行、小村谷、柴床、中山、西屋、宮木、下町、上町、掛土井、横氏、森広、中組、山室、久保井野、川上、町組、宮ノ峠、中井谷、宗本、大峠、家実、只野、大谷、老栄西、老栄東、吉清、井原、荻尾、井戸布寄、奥地・内井谷、藪・阿曾毛、舟原・目金、青木、引谷、中野、間方、上忠、友行、引無、南北、新田、大山平忠、後原、蓬畑・小平谷、田淵本村、大野本村、興産、改新、高松、蚊家本村・田井原、畜産)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・鳥獣害による農地法面の崩壊に懸念があるため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や、鳥獣害対策をする必要がある。
 ・耕作条件の悪い農地は、将来的に荒廃地(耕作放棄地)になる可能性が高いため、農地の維持・管理が必要である。
 ・耕作者の高齢化が進んでいるため、中心経営体の規模拡大と新規就農者等の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内の農地利用については、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が担うほか、新規就農者等の受け入れを行う。
 ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
 ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築を図る。
 ・農業の継続が困難となった農地が生じた場合のサポート体制の構築を図る。(共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	693.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	693.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤや規模縮小する農業者の農地は、事前に話し合いなどにより担い手への集積計画を作成するなど、耕作放棄地の発生防止を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な地域営農の持続を図るため、水路、農道、ほ場等の管理・更新を適切に実施し、必要に応じ基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

イノシシなどの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。